

## 鶴岡市建設工事「週休2日確保工事」の改定概要

### ■改定概要

---

- (1) 営繕（建築）工事について、土木工事とは別に鶴岡市営繕工事「週休2日確保工事」実施要領を制定します。
- (2) 対象期間内の全ての週で週休2日に取り組む「完全週休2日（土日）」を新設します。
  - ・現場閉所に取り組む「完全週休2日（土日）」では、土日の現場閉所を原則とし、祝日の現場閉所は求めません。
- (3) 全ての工事（対象外工事を除く）で「通期」の週休2日以上は必須とし、受注者希望型を廃止します。
- (4) 当初は「月単位」の週休2日の補正を行い発注します。なお、営繕工事においては、改修工事の場合は「通期」の週休2日で発注することができるものとします。

「月単位」の週休2日を実施できなかった場合は補正を減じ清算します。

受注者の希望により「完全週休2日（土日）」を実施した場合は、「完全週休2日（土日）」の加算補正を行い清算します。
- (5) 「完全週休2日（土日）」を実施した場合の成績評価は、「月単位」の週休2日を実施した場合と同様に設定します（「通期」の週休2日よりも高く評価）。
- (6) 「週休2日確保工事実施証明書」は、「月単位」の週休2日及び「完全週休2日（土日）」を達成した場合に発行します。

### ■適用

---

令和8年4月1日以降に発注手続きを開始（施行伺）する設計書から適用します。